

左右会ヘルパーステーション

居宅介護、重度訪問介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人左右会（以下「事業者」という。）が設置する左右会ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく県指定サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年鹿児島県条例第37号）のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 左右会ヘルパーステーション

（2）所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目3番6号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名 (常勤職員)

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書を交付する。

(イ) 居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 10名以上 (非常勤職員)

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 原則として年中無休とする。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。但し、利用者から要請がある場合は、営業時間に関わらず対応し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）

(3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(4) 精神障害者（18歳未満の者を含む。）

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）

(指定居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院介助

キ その他必要な身体介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(5) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (6) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護等に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の

月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、志布志市とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 12 条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

5 感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築できるように、事業所との連携や研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うものとする。

（苦情解決）

第 13 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により鹿児島県知事が、また、法第 48 条第 1 項の規定により鹿児島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は鹿児島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は鹿児島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の観点から虐待の発生、又は再発を予防するため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 虐待防止に関する勉強会の開催、責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(感染症・災害に関する事項)

- 第16条 事業所は、感染症対策に強化、業務継続に向けた取り組みの強化、災害への地域と連携した対応の強化をしていくため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ① 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から勉強会の開催（1回/6ヶ月開催）、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を対策の強化を行っていく
 - ② 感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できるよう体制を構築する観点から業務継続に向けた経過などの策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行っていく
 - ③ 非常災害対策で地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(ハラスメントに関する事項)

- 第17条 事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で合って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するために方針の明確化等の必要な措置を講じていく。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 4 回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人左右会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この変更規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この変更規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この変更規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この変更規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この変更規程は、平成 24 年 11 月 14 日から施行する。

この変更規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この変更規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この変更規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。